

◎新潟県告示第99号

新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年1月新潟県告示第210号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</u></p> <p><u>(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p><u>(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（委員会の構成等）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>